

日本ミュージアム・マネージメント学会オンライン発表におけるガイドライン

1. 著作権

発表者は、オンライン時にパワーント等に使用する著作物（写真、本、絵、イラスト、音楽、映像、等）の著作権（複製・公衆送信）について確認し、使用許可等必要な措置をとること（営利を目的としない上演、演奏、上映、口述（著作権法第38条）の権利制限規定は、オンラインでは適用されない）。

また、発表で用いる資料をダウンロードさせる場合には、そこに著作権（複製・公衆送信）の許可をとっていない著作物が含まれないように気をつけること。

自分が撮影した映像・画像であっても、神社・仏閣、美術品、芸能人の肖像、映画のシーンは使用しないこと。

オンライン発表におけるスライド等コンテンツの著作権は、発表者に帰属するが、当該コンテンツが第三者の権利や利益の侵害問題を生じさせた場合、発表者が一切の責任を負うこと。当学会は責任を負わない。

2. 肖像権

テレビ会議システム等で発表者および聴講者の顔が判別できる状態で録画や画面撮影等をする場合は、撮影すること及び撮影した写真等の二次利用について、発表者および聴講者の許諾を取る必要がある。発表者および聴講者が未成年の場合は保護者の許諾も必要となる。

このように、それぞれの許諾をとる必要が生じることから、発表者および聴講者が画面の撮影や録画を行うことについては基本的に許可しない（事務局はオンライン会議システムの録画機能を管理者権限でできない設定とすること）。

また、聴講者が受信した画像や発表者がオンライン上に公開した資料の録画（画面キャプチャを含む）、保存、配布は禁止とする（ただし、事務局が事前に公開した発表要旨は除外とする）。

3. 個人情報保護・情報セキュリティ対策（事務局及びサテライト会場）

発表者および聴講者の個人情報について、オンラインで開催するために取得した参加者等の氏名・住所だけでなく、オンライン上のデータ（発表者および聴講者の周辺情報含む）についての管理に気をつけること。

また、第三者から発表活動の妨害を受けるようなことがないよう、使用するソフト等の情報セキュリティにも気をつけること。

附則

本ガイドラインは2020年8月1日より施行する。

オンライン発表等の状況により、本ガイドラインは理事会の承認を得たうえで改訂することができる。

※本ガイドラインは一般社団法人電子情報通信学会の「オンライン発表でのプレゼンテーションのガイドライン」を参考に作成いたしました。